

有害鳥獣侵入防止柵資材購入に係る仕様書

- 1 契 約 名 福有第1号
令和8年度 野生鳥獣被害総合対策事業
有害鳥獣侵入防止柵（ワイヤーメッシュ柵）資材購入（その1）
- 2 資 材 内 訳 別紙「種別・地区別集計表」のとおり
- 3 物品の納入
 - （1）納入期限 令和8年10月9日（金）
 - （2）納入場所 福知山市一円（「種別・地区別集計表」の地区）
※施工地区ごとに当協議会が指定する場所へ納入すること。
※指定場所へ効率的に納入するため、場所の位置関係、道幅等を踏まえたルートとすること。
※資材の数量によっては、1地区に複数の納入日及び納入場所を指定することがある。
 - （3）納品書等 納品書は「種別・地区別集計表」の地区別のものとし、各資材の納品内容が確認できる写真を添付して書面で提出すること。
- 4 規格は次のとおりとする。

シカ・イノシシ対策用のワイヤーメッシュ柵で、剛性・施工性の関係上、縦方向に1枚のパネル（分離式でない）であって、高さが地上高2,000mm以上を有していること。また、溶接金網、支柱、門扉等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令により、耐用年数14年以上を有すること。

 - （1）溶接金網（下部6段75mm×150mm目以下、以降上段150mm×150mm目以下）

溶接金網は、荷重・噛み切りに対して必要な強度・変形特性を有するとともに、JIS規格に準拠した亜鉛メッキ処理を施し、降雨、氷雪及び日射等の気象要因に対しても十分な安定性を有するように下記の仕様を満たすものとする。

ア 溶接金網は、H=2,000mm以上、W=2,100mm以上（左右の突き出しは含まない）とし、左右の突き出しはそれぞれ10mm以下、下部の突き出しは75mm以上とする。

イ 使用素線は、丸線径φ5.0mm以上とし、線形の材質並びに強度はJIS G3547:2015（亜鉛めっき鉄線）に定められるSWMGH-3と同等以上とする。
 - （2）支柱

地元施工を原則とするため、施工が容易な分離式支柱とし、下記の仕様を標準とする。

ア 被せ支柱は、 $\phi 38.1$ 以上、 $t = 0.5\text{mm}$ 以上、 $H = 2,000\text{mm}$ 以上とし、引張強度 570N/mm^2 以上を有する材料を用いること。

イ 打込支柱は、 25mm 角以上、 $t = 1.6\text{mm}$ 以上、 $H = 990\text{mm}$ 以上とする。

ウ 被せ支柱及び打込支柱は、耐腐食処理として亜鉛メッキ処理を施していること。

エ 耐久性向上のため、被せ支柱にはキャップをつけること。

オ 必要に応じて、打込支柱打設時の頭つぶれを防止するための金具を付属すること。

(3) 掘り返し防止及び持ち上げ防止対策

掘り返し防止及び持ち上げ防止対策として、パネルの中間に角パイプを打ち込み、本体パネルの最下段又は下から 2 段目の横線と角パイプをネジ付き金具にて固定すること。

ア 角パイプは、 25mm 角以上、 $t = 1.6\text{mm}$ 以上、 $H = 990\text{mm}$ 以上とする。

イ ネジ付き金具は、安定した締付強度が担保されるものとする。

(4) 結束線

支柱とワイヤーメッシュの結束は、 $\phi 1.6$ 以上、 $L = 500\text{mm}$ 以上のステンレス製の結束線を用いること。

(5) 門扉

門扉は、上記仕様の材料及び強度規格のパネル及び補助資材を用い、現場で作成できるものとする。また、門柱についても地元施工を原則とするため、施工が容易な分離式（差し込み式）支柱とし、下記の仕様を標準とする。

ア 門扉用溶接金網は、上記仕様の材料及び強度規格を有する溶接金網（1 枚のパネル）と同一のものを用いる。

イ 被せ支柱は、 $\phi 38.1$ 以上、 $t = 1.0\text{mm}$ 以上、 $H = 2,000\text{mm}$ 以上とする。

ウ 打込支柱は、 $\phi 34.0$ 以上、 $t = 1.6\text{mm}$ 以上、 $H = 1,200\text{mm}$ 以上とする。

エ 被せ支柱及び打込支柱は、耐腐食処理として亜鉛メッキ処理を施していること。

なお、門扉は必ずフレームを有するものとし、4 m 両開きについては、2 m 片開きを左右設置し両開きとして使用する。

オ 固定方法

門扉は、軸受金具を用いて支柱に 3 箇所固定し、門扉と地面との隙間を適切な高さに調整が可能であること。また、軸受金具は、門扉のスムーズな開閉に耐えうる強度を有すること。

カ その他

門扉のフレームとワイヤーメッシュの結束は、ステンレス線により固定すること。また、必要に応じて、打込支柱打設時の頭つぶれを防止するための金具を付属すること。

- 5 支 払 方 法 事業完了後の精算払いとする。ただし、京都府及び福知山市からの補助金交付後の支払とする。

（参考）令和7年度事業の支払日：令和8年5月19日

なお、京都府又は福知山市からの補助金交付の時期により、部分払をする場合がある。

6 そ の 他

- （1）地元との調整等により、数量に変更が生じることがある。
- （2）部材に使用している材質の品質を保証する書類を物品納入時に提出すること。
- （3）地元による自力施工を原則とするため、資材の内訳、設置方法、施工手順、使用方法、施工上の注意点等について、施工マニュアルを提出すること。また、発注者が求めた場合には、適正かつ誠意をもって指導を行うこと。
- （4）運搬料、荷降ろしに係る作業員の確保及びその賃金等各地区への資材納入に必要な経費については、落札業者の負担とする。

なお、物品の納入を「種別・地区別集計表」の地区ごとに行うため、指定場所に効率的なルートで納入できる程度に市内の地区の位置や道路状況などを熟知している者である必要がある。

- （5）契約書及び仕様書に定めのない事項については、別途協議により決定する。